

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業競争力の観点から経営判断の迅速性と経営の透明性、投資家に対する情報の早期開示が必要と考えております。そのためには、迅速な意思決定と取締役会の活性化が大切であるとともに企業及び役員個々人がコンプライアンス・マインドを維持することが重要であると考えます。企業内の風通しを良くし、基本を守り常に正しく、一生懸命努力し企業を通じ社会に貢献していくことが大切と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-2-1】(取締役会の役割・責務(2))

取締役である経営陣の報酬は、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で業績との連動性を考慮して、取締役会の審議により決定しており、また、取締役を除く経営陣の報酬につきましては、業績との連動性を考慮して、会長が決定しております。

この報酬制度は、業績連動性を基本としたものであるため、直ちに変更することは考えておりませんが、今後、中長期的な業績等を反映させるようなインセンティブ付けについて検討いたします。

【原則4-10】及び【補充原則4-10-1】(任意の仕組みの活用)

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について、独立社外取締役及び社外監査役の合計4名の独立役員が出席する取締役会の審議により決定するとの考えから、任意の委員会は設けておりません。

また、任意の指名・報酬委員会は設けておりませんが、独立社外取締役及び社外監査役の合計4名が専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに必要に応じて助言を行っており、独立性・客観性を確保しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

(保有目的)

当社は、金融機関との安定的かつ継続的な関係強化等、政策的な目的により意義のある株式を保有しております。

(議決権行使に関する基本方針)

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な議決権行使が企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、当該企業の状況や取引関係等を踏まえ上で議案に対する賛否を判断し、議決権を行使しております。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、当社と役員、主要株主等との取引に関しましては、取締役会規程等により取締役会決議としております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1)当社は、当社グループの経営理念・経営方針・行動指針をホームページで開示しております。また、すべてのステークホルダーを尊重しながら、総合的な企業価値を高めることを目的に中期経営計画(2018年4月から2021年3月まで)を開示しております。

(2)事業活動を通じてステークホルダーと最良の関係を図り、経営の健全化と透明性の向上を図る方針であります。

(3)株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

報酬の額は、世間水準及び対従業員給与とのバランスを考慮し決定するものとしております。

(4)経営陣幹部選任、取締役候補指名におきましては、当社業績及び企業価値の向上に対する貢献度、業務執行の監視および全社の各機能と各事業部門をカバーできるバランス等を考慮し、取締役会にて決定しております。

また、監査役候補指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社事業分野および企業経営に関する知識等を考慮し、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定しております。

(5)取締役・監査役の各候補者の経歴及び個々の選任理由について、株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示)

業務執行の監督と経営上の重要事項の決定の機能を担う取締役会においては、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、並びに法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その基準は取締役会規程によって明確にしています。

前記社内規程により取締役会が決定すべきこととされている事項以外の事項の意思決定は、社内稟議制度に委任しています。

取締役会から権限委譲を受けた審議体として、経営会議を設置し、取締役会の決定事項等について事前審議をするとともに、取締役会の決議事項以外の重要な事項について意思決定を行っております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

独立社外取締役の選任にあたり、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しております。東京証券取引所が示す独立性に関する判断基準を踏まえ、一般株主の皆様と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役候補者の選任については、適正かつ迅速な意思決定への寄与、リスク管理体制の整備、業務執行の管理・監督機能、全部門のカバーを可能とするバランスを考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の社外役員兼任状況)
役員兼任状況については、「株主総会招集ご通知」等にて毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性の分析・評価)
取締役会は、月1回以上開催し、重要案件を事前説明のうえ、タイムリーに活発な議論を行い、経営課題について十分な検討・審議・決議を行っております。
決議した案件の経過・結果の報告を行い、取締役の職務執行状況を監督していることから実効的な機能を果たしているものと評価しております。
取締役会は「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながっているか」という観点から今後も継続的に実効性向上をはかってまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
執行役につきましては、社内の重要な会議への参加等により、経営陣として必要な知識を取得するよう努めることとしております。
取締役につきましては、社内取締役は上記に準じて研鑽を積むこととしておりますが、社外取締役は、優れた人格・見識を有し、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている方に就任いただき、経営会議に参加頂き、事業部門の進捗報告を通じて、会社に対する知識・理解を深める場を継続的に設けております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主の皆様や投資家の方々等との間で建設的な対話を積極的に行っております。

- (1)基本方針
当社は、投資家の皆様に、金融商品取引法に基づく法定開示制度(有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書など)と、金融商品取引所における適時開示制度に従い、適時開示すべき情報を正確かつ迅速に公開いたします。また、投資家の皆様が投資判断を行う際に有益な情報についても、当該情報を公平且つ広く投資家の皆様にお伝えできるよう、可能な範囲で積極的に開示、当ホームページにも掲載いたします。
- (2)IR体制
当社は、代表取締役をトップとして、関連部門との連携のもと経営企画室が対応に当たっております。
- (3)対話の方法
決算説明会の実施の他、代表取締役社長と経営企画室が中心となって、投資家やアナリストとの個別の面談にも積極的に対応しております。
- (4)社内へのフィードバックの方策
対話において得られた内容については、必要に応じて取締役等にフィードバックを行い、各施策に反映させております。
- (5)インサイダー情報の管理に関する方策
会長の下に、社長を委員長とした企業倫理(コンプライアンス)委員会を設置し、その運営を通じて監視し、適切に管理徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,434	12.81
エムエフカンパニー株式会社	2,310	12.15
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,261	6.63
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	829	4.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	668	3.51
大須賀 正孝	500	2.63
大須賀 秀徳	498	2.62
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	397	2.09
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	353	1.85
坪井 邦夫	312	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、すべて信託業務に係るものであります。
エムエフカンパニー株式会社は、当社代表取締役会長大須賀正孝、当社代表取締役社長大須賀秀徳、及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 <small>更新</small>	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宮川 勇	その他													
大津 善敬	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮川 勇			宮川勇氏は、企業経営者として財務・会計に関する相当程度の知識を有していることから適任と判断している。 同氏は、弊社取締役就任前に、弊社と主要な取引関係にある企業へ勤めておらず、当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断している。

大津 善敬		大津善敬氏は、過去にメインバンクである静岡銀行の出身者であるが、以下の理由により独立性は確保できているため、独立役員として指定している。 弊社における静岡銀行からの借入は単体で借入総額の約20%であり、資金繰りには問題がなく、他行からの資金調達の十分可能な財政状態である。また、当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。 企業経営者として、豊富な経験や実績、幅広い見識を有していることから適任であると判断している。 以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断している。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

年2回監査情報の交換を実施し、情報の共有を行っております。
内部監査室は、監査役とは別途独立の年間監査計画に基づき、関係部署・事業所の監査を実施しております。事業所往査終了後速やかに内部監査報告書を作成し、適宜監査役へ報告を実施し、相互に情報の共有を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉山 利明	他の会社の出身者													
森 猛	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山 利明			杉山利明氏は、過去にメインバンクである静岡銀行の非常勤取締役であるが、以下の理由により独立性は確保できているため独立役員として指定している。 企業経営者として財務・会計に関する相当程度の知識を有している。 弊社における、静岡銀行からの借入は、単体で借入総額の約20%を占めているが、資金繰には問題がなく、他行から資金調達も十分可能な財務状況である。また、当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断している。
森 猛			森猛氏は、企業経営者として財務・会計に関する相当程度の知識を有していることから適任と判断している。 同氏は、弊社監査役就任前に、弊社と主要な取引関係にある企業へ勤めておらず、当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していない。以上のことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で、業績との連動性を考慮して決定することとしており、この方針に基づき、取締役会に付議した後、会長が決定しております。
また、株価上昇メリット・下落リスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値増大意欲を向上させる目的で自主的に役員持ち株会を設置しております。
以上のことから、特段のインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役及び監査役報酬の支給総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

主には、月1回の定例取締役会及び月1回の定例経営連絡会議への出席により、情報の伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査機能の強化を図るため、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)を選任しております。社外監査役につきましては、独立性の高い社外監査役を選任し、経営の意思決定における客観性を高め、取締役会における経営監督機能の強化を図っております。また、監査役には、業務・財務・会計等に関する相当程度の知識を有する者をそれぞれ選任し、監査機能強化を図っております。監査役会は定期的に開催し、監査の実施、情報共有、意思疎通を図っております。また、重要な会議への参画と意思表示、グループ会社を含めた経営執行者に対する計画的監査の実施と監査結果の取締役との共有化、さらに内部監査室が行う業務執行部門への業務監査並びに内部統制監査の実施の状況及び問題点の改善状況を聴取し、モニタリング機能の有効性を認識しております。さらに会計監査人とは、会計監査実施状況を緊密な情報交換と立会を通じて連携を図っており、三様監査が各々有効となるよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、事業活動を通じてステークホルダーとの最良の関係を図り、企業価値を高めるガバナンス機能として、以下の体制を採用し、経営の健全化と透明性の向上を図っております。

当社は、監査役会設置会社の形態を選択するとともに、取締役会による経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、迅速な意思決定を図るため執行役員制度を導入しております。

監査役会は、監査役3名の内、社外監査役を2名としており、監査役会における経営者に対する監査機能の強化を図っております。なお、月1回開催される定例取締役会及び定例経営連絡会議への出席により、経営チェック機能を果たしております。

毎月1回開催される、定例経営連絡会議には、代表取締役をはじめとする取締役、監査役、各部門長、グループ会社の代表取締役が出席し、経営報告および討議、情報共有を図っております。

内部監査につきましては、内部監査室が年間計画を立てて実施しております。内部監査室は、監査役会及び会計監査人と意見交換を行い、コンプライアンスの確保、内部統制のモニタリングを行い、代表取締役及び監査役会へ報告するとともに改善指導を行っております。

会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	なるべく多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、毎年6月中旬に株主総会を開催しております。
その他	株主総会終了後、講演形式で経営状況の詳細説明を会長自らが行っております。その後、株主様と役員とのコミュニケーションを図るため、立食形式による懇親会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算の発表後、可及的速やかに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社経営方針、IRカレンダー、財務ハイライト情報、決算短信、決算公告、会社説明会資料、決算説明会要旨、株価情報、有価証券報告書等	
IRに関する部署(担当者)の設置	部署:経営企画室、担当者:執行役員管理部長兼内部統制室長 山田 力也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会長の下に、社長を委員長とした企業倫理(コンプライアンス)委員会を設置し、その運営を通じて監視し、定期的に関行される取締役会及び経営連絡会議への報告により管理徹底を図る。

使用人の教育については、安全衛生委員会及び社員勉強会を通じて、定期的に指導を実施し徹底を図る。また、内部通報制度として、その受け皿は内部監査室長とし、必要に応じて顧問弁護士と連携を密にして対応する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その担当職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)を、関連資料と併せて保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。詳細は文書管理規程で定める。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、コンプライアンス委員会の監督を通じて、業務執行に係わるリスクとなる項目を強く認識し、その状況を把握して、損失の未然防止などの管理体制を整備する。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会規程により、取締役会を月一回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定する。

また、業務執行に関しては、執行役員制度を活用し、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程により、その責任と執行の手続きの詳細について定め効率的な管理・運営を図る。

(ホ) 当社及びその子会社から成る企業集団(以下、当社グループという。)における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、当社への報告事項や稟議決裁事項を明確にする。

当社と子会社とは適切で良好な関係を保ちつつ、相互の独立性を維持するが、子会社の取締役又は監査役を兼任している当社の取締役などは、子会社における職務執行の状況などを遅滞なく当社の取締役会へ報告し、当社の取締役会が問題あると認めた場合は、改善策の策定を求めるものとする。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役は、コンプライアンス委員会の監督を通じて、当社グループの業務執行に係わるリスクとなる項目を強く認識し、その状況を把握して未然防止など管理体制を整備する。

当社グループの事業に関し、重大な障害、重大な事件及び事故、重大な災害等が発生した時には、損失を最小限に抑えるため、当社は緊急対策本部を設置し、直ちに事業の継続に関する施策を講じる。

八子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会規程により、取締役会を月一回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を審議決定する。

また、業務執行に関しては、執行役員制度を活用し、組織規程及び業務分掌規程及び職務権限規程により、その責任と執行の手続きの詳細について定め効率的な管理及び運営を図る。

当社は子会社に対し、関係会社管理規程に定める協議、承認事項について、当社への報告、承認を求めるとともに、定期的に経営会議を開催し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、職務執行の効率性を確保する。

二子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役及び監査役の子会社への派遣、子会社との日常的な情報の共有等、子会社に対する指導及び支援を実施している。

また、財務報告へ反映させるべき事項については、各子会社において文書化された業務プロセスを実行し、子会社管理部門等が検証している。

(ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき部門は内部監査室とし、構成員を取締役及び執行役員から独立した専従スタッフとして任命し、監査役会の事務局を併せて担当させる。

当該スタッフの人事異動、評価を行う場合は、あらかじめ監査役会に相談し承認を得てから行うこととする。

当社は必要に応じ監査役が求めた場合には、監査役の業務補助の為に監査役スタッフを置くこととし、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

(ト) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告しなければならないことを周知徹底する。

取締役会、経営連絡会議などの重要な会議で決議された事項

当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項

内部監査室が実施した監査の結果

企業倫理(コンプライアンスコーポレートガバナンス)に関する事項

内部通報の内容及び状況

その他職務遂行上必要と判断した事項

(チ) (ト)の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

内部通報の内容及び監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、内部監査室は、速やかに監査役に通知する。

(リ) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(ヌ) その他監査役が効率的に執行されることを確保するための体制

代表取締役と監査役会は定期的な会合を実施して、監査役との意思疎通を図る。

内部監査室と監査役は連絡会議を定期的に関行し情報交換等を行い、連携を図る。

監査役は、監査役会規程・監査役監査規程及び内部監査規程により主要な会議に出席し、また関係する資料を閲覧することが出来るものとする

る。

また、主要な拠点(関係会社を含む。)の実査を原則として2年を目途に一巡して、監査を実施することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力への対応行動規範として、社内規程に「倫理綱領」を定め、役職員に守るべきルールとして位置付けております。

反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を持たないこととしており、反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消してまいります。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体からの不当要求に対しては、代表取締役以下組織全体で断固として対応し、隠蔽工作や資金提供は絶対に行いません。

事態発生の際には、早い段階で警察に相談し、適切な指導を受けながら対応いたします。

2. 反社会的排除に向けた整備状況

代表取締役社長を委員長とする企業倫理委員会(コンプライアンス委員会)を設置しており、その運営を通じて監視し、定期的開催される取締役会へ報告する体制をとっております。

使用人の教育については、定期的開催される社内会議及び社員勉強会を通じて、指導・教育の徹底を図る体制をとっております。

反社会的勢力による被害を未然に防止するために、取引先に対する属性管理を厳格に行い、当該勢力を排除する体制をとっております。

内部通報制度として、内部監査室を窓口とし、必要に応じて顧問弁護士等との連携を密とする社内体制をとっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の充実に向け、経営諸施策及び日常業務に関して、必要に応じてアドバイスを受けられるよう弁護士事務所及び税理士事務所と顧問契約を結んでおります。